

事務連絡
令和8年3月9日

住宅局住宅総合整備課
住宅生産課
参事官（建築企画担当）付 } 御中

水管理・国土保全局水道事業課

鉛製給水管の解消に向けた取組について

鉛製給水管は、管内に錆が発生せず、可とう性や柔軟性に富み、我が国では、鉛製給水管は近代水道創設期から1980年代後半まで全国的に使用されてきました。鉛による慢性毒性は広く知られており、国は段階的に水道水質基準を強化し、平成15年4月に水質基準を0.01mg/Lに強化するとともに、平成16年に策定した「水道ビジョン」では、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取組の推進を図ってきたところです。鉛製給水管の解消に向けた取組について、数は減少しているものの減少のペースは鈍化しており、解消に向けた取組を一層推進することが重要となっています。

このような中、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課では、令和7年度第1回水道の諸課題に係る有識者検討会での議論を踏まえ、鉛製給水管の解消に向けた6つの取組（立入検査による指導、鉛製給水管の広報強化、残存件数の推移や見える化、鉛製給水管の利用を停止した時期を公表、布設替えに関する手引きの改定、建替え時等の鉛製給水管更新等の周知）について、ロードマップや目標値を設定し、今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針としてとりまとめました。

取組の1つである、家屋の建替え時等の鉛製給水管更新等の周知については、水道関係者のみならず住宅関係団体等に対する周知を進めていきたいと考えております。

つきましては、鉛製給水管を使用している住宅等の建替えやリフォームの時期を捉え、鉛製給水管を別配管に設計・更新する必要性及びこの対応方針について、関係機関及び関係団体に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

・今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/topics_bukyoku_kenkou_suido_kyusui_01c.html

【参考資料】

・ 広報用配布物「ご自宅の給水管が鉛製ではないですか??」

※鉛製給水管を更新する必要性を説明する際に参考資料として、活用しているものです。

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

担当 高梨、天見、蓼沼、小家石

TEL : 代表 03-5253-8111 (内線 34-406、34-412)

直通 03-5253-8819

E-mail : hqt-kyuusuisouchi@ki.mlit.go.jp